

琉球大学学術リポジトリ

「劉団の越塩」 —19世紀雲南・ベトナム間における海塩密貿易と黒旗軍—

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学国際地域創造学部地域文化科学プログラム 公開日: 2022-04-12 キーワード (Ja): 劉永福, 黒旗軍, 広東商人, ラオカイ, 私塩, 抽豊 キーワード (En): 作成者: 望月, 直人 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002017900

[論文]

「劉団の越塩」

—19世紀雲南・ベトナム間における海塩密貿易と黒旗軍—

望月直人

(琉球大学国際地域創造学部)

“Vietamese Salt of Liu tuan”: Black Flag Army and Salt smuggling
between Yunnan province and Vietnam in 19th Century

Naoto MOCHIZUKI

(Faculty of Global and Regional Studies, University of the Ryukyus)

要旨

劉永福の率いた黒旗軍は、ベトナムでフランス軍相手に善戦したという戦績もあって、とりわけ有名な華人私兵集団である。黒旗軍の拠点ラオカイは、中国・雲南省との境界に位置するベトナムの街であるが、ホン河を通じた貿易ルートの一環でもあった。黒旗軍はここを通過する商品に通行料を課し、収入源としていた。ラオカイを通過する商品には、ベトナムで算出される海塩が含まれている。もとより、中国では塩は国家の重要な収入源である一方、密売される「私塩」が秘密結社や反乱勢力の資金源となった。本稿は、ベトナム海塩の雲南省へ流入の歴史をたどり、ラオカイにおける通行料収入におけるベトナム海塩の重要性を明らかにし、中国史上の多く現れた「私塩」と深い関係の深い非公然組織の一つとして、黒旗軍を位置づけ直す。

キーワード：劉永福、黒旗軍、広東商人、ラオカイ、私塩、抽豊

はじめに

19世紀後半、中国の動乱の中で、無数の私兵集団が活動した。なかでも劉永福率いる黒旗軍は、ベトナムでフランス軍相手に善戦したという戦績もあって、とりわけ有名である。

黒旗軍首領の劉永福は、原名を劉義と言い、広東省欽州古森崗小峯郷の出身であるが原籍は広西省博白県であったという。客家の農家であったが、劉永福の叔父が賭博に嵌って家は没落し、一年耕しても食うに困る赤貧の生活を味わったという。少年時代に、広西省で天地会（三合会・洪門）系政権の延陵国が樹立され、彼はこれに参加したが、清朝軍による鎮圧を受けて1867年に手勢を率いてベトナムへ移動、劉永福はベトナムに入った当初は六安州を拠点としたが、やがて華人商人で「土覇」の何均昌の支配下にあった水尾州の保勝の奪取にとりかかった（保勝は当時ラオカイ（「老街」）の名前でよく語られ、現在のベトナムの行政区画の名称にも採用されている

ことから、以下、ラオカイと呼称する)。何均昌との戦いに勝利した劉永福はラオカイを拠点とし、同じ延陵国の流れを組む黄崇英率いる黄旗軍との死闘を繰り広げて 1876 年にはこれを打ち破った。劉永福は黄崇英撃滅の功によって、阮朝より三宣副提督に任じられ、これ以後事実上ホン河上流域の支配者となった。彼の率いる私兵集団は、北斗七星や八卦などをあしらった黒色の軍旗から黒旗軍と呼ばれた。1870 年代から 80 年代にかけて、黒旗軍はたびたびフランス軍を破り、勇名を馳せる。劉永福は清仏戦争の際に清朝から正式の官職を授かり、黒旗軍は清朝官員から劉永福の団練—「劉團」と呼称されるようになる。1885 年に清朝とフランスが講和すると、中国に戻った。ただし、黒旗軍の一部は講和後もベトナムに残り、1890 年代後半までフランス軍との戦闘を続けた。また、劉永福は 1895 年に下関条約で台湾が日本に割譲された後に建国が宣言された台湾民主国に参加し、日本軍と交戦することになる¹。

さて、ベトナムにおける黒旗軍の活動を経済面で支えたのが、中国雲南省からベトナムを經由してバクボ湾（トンキン湾）に注ぐホン河などの河川を通じて行われていた貿易である。18 世紀よりインドシナ半島北部に華人が流入して開発を進め、経済活況を呈した。また 19 世紀半ば以降には、雲南省の錫鉱山の開発が大規模化し、アヘン戦争でイギリスに割譲されたばかりの香港へ、ホン河を通じて輸送されるようになった²。雲南省へはタバコ・塩・棉花などが運ばれ、雲南省からは錫のほか茶・アヘンなどがホン河を下った³。黒旗軍は、ラオカイなどで貿易に対する金銭の徴収—「抽豐」を行い、これを活動資金にあてていたのである。

黒旗軍の資金源となったホン河貿易で興味深いのは、ベトナム・雲南省の間で取引された貿易品に塩が含まれている点である。ベトナム塩の雲南省への密輸については、すでに劉雋氏や何珍如氏、趙小平氏らが清朝当局による外国からの「私塩」の取り締まりについて検討する中で言及している。ただし、三氏は、「絞私」と「緬私」を「帝国主義」による中国経済の浸食の一端として位置づけているため、清仏戦争以前に存在したベトナム塩の貿易には言及されておらず、黒旗軍との関係も検討されていない⁴。ただ中国の歴史において、「私塩」は秘密結社や反乱勢力の重要な資金源となってきた。黒旗軍も、中国史における「私塩」と結びついた非公然組織としての側面があるように思われる。よって本稿は、ベトナム雲南省間の海塩貿易の「私塩」としての性質、およびその黒旗軍との関係を明らかにしたいと考える。

¹ 劉永福については、大沢一雄「阮朝嗣徳帝の土匪対策と黒旗軍」（『史学』第 33 巻第 2 号、1961 年）、小玉新次郎「阮朝と黒旗軍」（『東洋史研究』第 13 巻第 5 号、1955 年）、林正子「台南の劉永福—「奉旨剿滅倭寇」の黒旗」（『史苑』第 52 巻第 2 号、1992 年）、廖宗麟『中法戦争史』（天津古籍出版社、2002 年）第 2 章「劉永福の早期抗法闘争」、Bradley C. Davis, *Imperial Bandits: Outlaws and Rebels in the China—Vietnam Borderlands*, Seattle: University of Washington Press, 2017. を参照。

² 岡田雅志「世紀転換期のインドシナ北部山地経済と内陸開港地—「華人の世紀」との連続性に注目して」（秋田茂編『「大分岐」を超えて—アジアからみた 19 世紀論再考』ミネルヴァ書房、2018 年）、武内房司「近代雲南錫業の展開とインドシナ」『東洋文化研究』第五号、2003 年。

³ 孫宏年『清代中越宗藩関係研究』黒竜江教育出版社、2006 年、175 頁。

⁴ 劉雋『清代雲南の塩務』（『中国近代経済史研究集刊』第 2 巻第 1 期）1933 年、何珍如「清代雲南塩務的緝私」（『中国国家博物館館刊』1984 年第 1 期）、趙小平「清代雲南私塩与緝私制度演變研究」（『塩業史研究』2010 年第 1 期）。なお、1910 年、雲貴総督李經羲は奏摺で、「毎年千餘萬斤を下らず」と述べている（『（民国）新纂雲南通志』卷一四八、鹽務考二、宣統二年十月の戸部の覆奏内に引用された雲貴総督李經羲の奏摺の文章）。民国期にもベトナムからの「私塩」流入は続き、塩の輸入許可が提案されることもあった（中川太介「中華民国初期、雲南における塩政改革案—産塩を中心に」『東洋学報』第 97 巻第 2 号、2015 年）。

第1章 「私塩」としてのベトナム塩

まず、清仏戦争以前のベトナムから雲南省への塩の輸入が、清朝の制度上は禁止された「私塩」に該当するか否かについて、明確にしておきたい。

長大な海岸線を持つベトナムは、天日塩の生産が盛んである⁵。雲南省では、ベトナムと近い開化府・臨安府・広南府が、ベトナム塩の主な消費地となっていた。もともと雲南省南部開化府では、ベトナム塩の輸入が容認されていたとする史料もある。『(道光)開化府志』は、次のように記している。

開化府の旧例では、民の塩の消費について、乾隆四年以前、元来は民が距離的に近いことからベトナムの塩（交塩）を購入し消費するのを許してきたが、後にベトナムの匪賊の突揚が乱を起こしたので、阿陋井産の塩を消費することに改めた⁶。

周知のとおり、雲南省は井塩の産出される土地であるが、開化府やその近隣の臨安府・広南府など南東地域には塩井がない。なおかつ、この地域では今日でいう少数民族が多く居住していた。このことから、三府に居住する人々は古くから隣接するベトナムの塩を消費してきたと思われる。

さて、上記の『(道光)開化府志』記事は、「乾隆四年」つまり1739年のベトナムにおける内乱をきっかけとして、開化府はベトナム塩から阿陋井産の塩に切り替えたという。しかし、奏摺など行政文書でこれを裏づける史料はない。『(乾隆)雲南通志』（乾隆元年序）では、開化府は阿陋井の井塩33万斤を定額として毎年消費すると記載されている⁷。その後、1758年には雲南省産の銅と広東塩を交換する方式が採用され、開化府は広南府とともに広東塩が割り当てられている⁸。毎年、広東省から開化府に90万斤・広南府に110万斤の塩が送られることになった。

1818年刊行の『(嘉慶)大清會典事例』によれば、1772年に乾隆帝が、雲南省の開化府や臨安府などのベトナムとの境界沿いで、巡視と取り締まりを厳重に行うように命じたとする⁹。1800年、雲南省は「竈煎竈賣民運民銷」つまり竈戸が塩を生産して民間商人に卸し、民間商人が自由販売する方法が導入されるが、『(嘉慶)大清會典事例』によれば、この改革にあたって曲靖・開化府・臨安府などの要隘に兵役を配備して私塩のとりしまりにあたらせる措置を取ったという¹⁰。開化府・臨安府はベトナムとの境界に位置するから、ベトナム塩の流入を防ぐ措置であったと考えるべきであろう。

19世紀に入ると、ベトナム塩の貿易は「私」の字を伴って言及されようになる。例えば、『清經世文編』に採録されている迤南道屠述濂の「請改雲南鹽法議」には、

また考察しますに、「川私（四川の私塩）」や「交私（ベトナムの私塩）」の流入もあるが、陸路の運搬費用がかさむので、辺境で広まっているだけである。しかしながら腹地の私塩は、実のところ雲南省内の各塩井から流出したもので、その量は正額に匹敵する¹¹。

⁵ Charles—Édouard Hocquard, *Une campagne au Tonkin*, Paris : Librairie Hachette & cie, 1892, p. 114. Gustave Demorgny, *Les principales Réformes financières en Indo—Chine, de 1897 à 1899*, Paris : A. Rousseau, 1900, p. 260—261.

⁶ 『(道光)開化府志』巻四、田賦、附鹽法。突揚の反乱については『張允隨奏稿』（『雲南史料叢刊』第八冊）下、754頁、乾隆十四年七月初四日付奏摺を参照。

⁷ 『(乾隆)雲南通志』巻一一、課程、鹽法。

⁸ 雲南省における広東塩の消費については、丁瓊「清代粵塩銷演研究」『四川理工学院学報（社会科学版）』第27期1号、2012年、西川和孝『雲南中華世界の膨張—プーアル茶と鈹山開発にみる移住戦略』慶友社、2015年、142—144頁を参照。

⁹ 『欽定大清會典事例』巻一八一、戸部、鹽法、雲南。

¹⁰ 『欽定大清會典事例』巻一八一、戸部、鹽法、雲南。

¹¹ 賀長齡『皇朝經世文編』巻四九、迤南道屠述濂「請改雲南鹽法議」。

と記されている。また、1825年から翌年にかけて雲貴総督であった趙慎畛の事績をまとめた「趙文恪公行状」に、「開化府の辺境は塩井から遠いので、民や夷人は勝手にベトナム塩を消費している（民夷私食絞塩）」とある¹²。1826年の江南道監察御廖敦行の奏摺においても、雲南に流入する「外来の私塩は四川・ベトナム・ビルマの諸地域のものがあるだけだ」と述べられている¹³。

また、ベトナム塩の密貿易を取り締まる役職も設けられている。『(道光)雲南通志稿』食貨志・鹽法には、黒井の歳出項目として「安平廳屬河口汛・壩洒汛・捏結汛・白石頭寨汛委緝絞私委官盤費弁兵巡役工食銀」および「文山縣屬蠻耗・蒙自縣屬河口汛堵禦絞私巡役工食銀」が記載されている¹⁴。以下は、『(道光)雲南通志稿』食貨志・鹽法に記載されている「絞私」取り締まりにあたる人員と彼らへの手当の一覧である。

表① 「絞私」取り締まり体制

職名	人数	手当 (1人あたり:年)
督辦 (開化府同知)	1	120 両
河口汛 (安平庁) 巡役	4	12 両
壩洒汛巡役	4	12 両
捏結汛巡役	4	12 両
白石頭寨汛巡役	4	12 両
添設巡役	16	12 両
蠻耗巡役	5	12 両
河口汛 (文山縣) 巡役	6	12 両

典拠：『(道光)雲南通志稿』食貨志・鹽法

ひとまず、公式に「絞私」の流入を防ぐ制度が設けられていたわけである。とはいえ、雲南省の長大な境界地帯でベトナム塩を取り締まるのに、督辦1名・巡役43名というのは、あまりに少ない。制度上は緑營兵が巡役と共同で取り締まりにあるとされているものの、実効性は疑わしい。1829年に署景東庁同知となった人物の執筆した「滇塩論」では、次のように論じられている。

開化府の河口の4か所の汛は、ベトナムと隣接しており、「四大汛」と呼ばれている。現在4か所の汛は辺境を防いでいることを名目としているが、実のところはベトナム塩（絞鹽）の利益を独り占めして密輸入されるにまかせているので、ベトナム私塩（絞私）は開化府を越えて臨安府以西にも溢れ、臨安府・開化府の塩政は問題を抱えることになった¹⁵。

開化府辺境の河口・壩洒・捏結・白石頭寨に駐屯する緑營・巡役は、実のところは、黙許料を得てベトナム塩の密輸入を見逃していたものと考えられる。

1855年、雲南省で杜文秀率いる回民の反乱がおこる。清朝がようやくこれを鎮定した1873年、雲南巡撫岑毓英は、反乱によって凋落し回復が困難な雲南塩政の状況を上奏しているが、その中

¹² 『續碑伝集』卷二二、姚瑩「趙文恪公行状」。

¹³ 『道咸同光四朝奏議』台湾商務印書館、1970年、第1冊、164頁、江南道監察御廖敦行の奏摺、道光六年。

¹⁴ なお原文では「捏結白汛・石頭寨汛」となっているが、『(嘉慶)大清一統志』卷四七五、雲南省、武職官、を参照して訂正した。

¹⁵ 佚名『開南隨筆』「滇鹽論」。同じく『開南隨筆』に収録されている「代辦車里宣慰刀太康叛降緬甸紀略」で「己丑秋余權守開南」とあることから、著者が1829年より署景東庁同知をつとめたとわかる。よって、『開南隨筆』の刊行は当然にこれより後のこととなる。ただし、「滇鹽論」が書かれた正確な年代は確定しがたい。

で開化府・広南府での広東塩やベトナム塩の消費に言及している¹⁶。さらに、清仏戦争が勃発した1884年、雲南巡撫張凱嵩は、雲南省の塩政について報告する奏摺で、塩法道鍾念祖らの詳文の「黒旗軍のベトナム塩（劉団之越塩）が開化府・広南府・臨安府などに流入していますが、すぐさま禁絶するのは困難です」という文言を引用しており、雲南省の官員がベトナム塩と黒旗軍の関係を認識していたとわかる¹⁷。

清仏戦争後の1887年に雲南省が「校私」の取り締まりを強化した際、雲南巡撫譚鈞培は奏摺の中で、

雲南省は最も辺境に位置し、土地から得られる富は、錢糧の外には塩課を主たる収入とするだけで、ベトナムは藩属に列せられてきたとはいえ、塩については、つとに禁令が下されています。回民の乱の際に密売されベトナム塩が輸入して開化府やそれに属（臨安府の誤り）する蒙自県の市場を侵食しましたが、反乱が鎮定されるや、ただちに取り締まられるようになりました。よってベトナム塩を禁止すべきだという話は、今日に始まったことではありません¹⁸。

と説明している。譚鈞培は「従来（1887年以前）の校私の取り締まりは開化府の安平州同知や文山知県、蒙自知県に責を負わせるのが通例だった」とも述べている。彼の奏文を見る限り、ひとまず回民反乱の平定後にも校私取り締まりの措置は取られていたことになる。

しかし、1875年にフランス駐ハノイ領事に着任し、1876年から翌年にかけてホン河を遡行して現地踏査を行ったケルガラデック（Le Jumeau Alexandre Camille Jules Marie, Le comte de Kergaradec）は、ラオカイから蛮耗までの航程で、船頭が負担する中国の複数の小さな関所（les petits postes）向けの料金（redevances）が塩にもかけられていたと記している¹⁹。船賃は塩1ピクル（約60kg）あたり3フランとされており、そのうちのいくらかが清朝の官員や軍隊の取り分だった。また、『清鹽法志』に採録された雲南塩法道らの詳文にも、興味深い事柄が記述されている²⁰。

私どもが合同で検討しましたところ、河口の釐金局からの支出には元来決められた規則があるので、書識・巡役の俸給・住居費・運送費・紙代などの費用銀90両・釐金局員の俸給銀38両、あわせて銀128両を徴収した釐金から月ごとに支払うのがよいとして、このほか校私を取り締まり黒井の井塩を運搬・販売することについては、いま新規に始めたところなので、運搬費は馬參將が徴収・確保している校釐を回しております。この支出については校釐以外に工面する費目もないので、暫定的にすでに輸入された校私に対して追加徴収する釐金のうちから引き続き支出するのが妥当です。…校私を取り締まりと井塩の運搬・販売の事項で支出する毎月計338両4銭は、いずれも追加徴収した校鹽釐金の内から控除して、これを釐金徴収の費目で支出する²¹。

¹⁶ 『岑襄勤公奏稿』卷九「鹽務遽難復舊摺」同治十三年十月二十七日。

¹⁷ 『撫滇奏議』卷一「奏塩務煎銷未暢請緩啓徵摺」。

¹⁸ 『光緒朝硃批奏摺』第75輯（番号259）、雲南巡撫譚鈞培の奏摺、光緒十三年十月二十九日。

¹⁹ Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge', *Excursions et reconnaissances*, no. 3, 1880, p.354.

²⁰ 『清鹽法志』卷二八〇、運銷門、邊岸官運、光緒十三年の条、雲南塩法道らの詳文。この詳文の発信者姓名・日付は記載されていない。ただ、光緒十三年七月から光緒十五年九月まで湯聘珍が塩法道であった（『清代官員履歷檔案全編』第5冊、127頁および583頁）。『續雲南通志稿』卷八九、秩官志によれば、前任は鍾念祖である。校私対策に関する岑毓英・譚鈞培奏摺は光緒十三年十月二十九日付であり、当時の塩法道は湯聘珍である。詳文がどちらの任期内のものか、確定しがたい。

²¹ 『清鹽法志』卷二八〇、運銷門、邊岸官運。なお、「校釐」を徴収していた人物については「馬參將」と記されているが、回族が多い雲南だけあって馬姓の將官は多く、この時期に馬姓の參將は少なくとも2名（馬維騏・馬

文脈から考えて、「皎釐」とは「皎鹽釐金」の略と考えられる。とすれば、1887年以前は河口の釐金局において輸入されるベトナム塩から釐金を徴収していたことになる。さらに1897年にリヨン絹貿易商ピラ (Ulysse Pila) が植民地連合 (l'Union Coloniale française) 主催の会議で述べるところによれば、清朝官員のベトナム塩密貿易への関与は1887年以降も変わらず続いていたようである²²。

なお、ベトナム側では塩の輸出は公認されていた。1867年に阮朝が平定省・平順省に設けた権税司に関する『大南寔録』の記事には、次のような割注が付されている。

これまで平定省や平順省の港では、清人の商人が塩を購入して船に載せ販売に出たが、南圻 (コーチシナ) から州山島まで、輸出税を徴収することはなかった。興化省のラオカイについては、塩を積んで出国する際の課税があった²³。

ラオカイは、早くから阮朝が例外的に塩の輸出への課税を行っていた場所だったとわかる。

では、具体的にどの程度のベトナム塩が雲南に流入していたのであろうか。

ケルガラデックは、1879年の1年間にハノイから雲南省へ運ばれる塩の量を3,000,000kgと概算している²⁴。1886年の「中法越南边界通商章程」の締結交渉において、フランス全権のコゴルダン (Georges Cogordan) は直隸総督李鴻章に、雲南省の塩の輸入量を「五万担」と説明している²⁵。また、フランスがラオカイに設置した税関の統計によれば、1887年の一年間にラオカイを経由して雲南省に輸出された塩の量は2,788,981kgとなっている²⁶。ケルガラデックの概算は、おおむね正確と言ってよいであろう。

ここで、ベトナム塩の密輸入量を評価するため、雲南省の井塩生産量と比べてみたい。1901年に刊行された『(光緒) 續雲南通志稿』に記載されている各塩井の塩年産 (販売) 額は、表②のとおりである。

表② 雲南省の塩生産量

塩井名	正額塩 (斤)	溢塩 (斤)	代煎塩 (斤)
黒井	10,131,026	0	0
白井	8,739,300	0	0
安豊井	3,020,700	0	627,400
喬後井	3,648,100	0	0
麗江井	438,600	0	0

柱) いるため特定できない。

²² M. Ulysse Pila, *Ce que l'on peut faire au Tonkin, conférence faite sous le patronage de l'Union Coloniale française*, le 4 février 1897, Paris : Union Coloniale française, 1897, p. 38.

²³ 『大南寔録』第四紀卷三七、嗣徳二十年十一月の条。なお、嶋尾稔「ベトナム阮朝の辺陲統治—ベトナム・中国国境沿海部の一知州による稟の検討」(山本英史編『東アジア海域叢書 近世の海域世界と地方統治』汲古書院、2010年)も参照。

²⁴ Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge', *Excursions et reconnaissances*, no. 3, 1880, p.351.

²⁵ 『中法越南交渉資料』(『中法戦争』第7冊)「總理各國事務衙門轉到李鴻章函」附件二「附鈔問答」光緒十二年六月初六日。

²⁶ Camille Paris, *Voyage d'exploration de Hué en Cochinchine, par la route mandarin*, Paris : Ernest Luroux, 1889, p. 261.なお、広西省の関外偵探委員唐鏡沅は「數百萬斤」としている(『中法越南交渉檔』第2冊(番号459)「照錄唐鏡沅來稟」、署兩広総督曾國荃の總理衙門宛文書(光緒九年五月二十二日に受領)に添付)。

老姆井	209,400	0	0
喇雞鳴井	694,774	0	0
琅井	1,486,808	830,965	0
安寧井	708,799	0	0
雲龍井	2,114,600	0	0
阿陋井	430,704	0	0
只旧井	63,600	0	42,522
草溪井	173,400	0	0
抱姆井	1,500,312	0	0
香塩井	891,127	0	0
按版井	765,000	0	0
恩耕井	330,000	0	0
景東井	1,384,200	0	0
弥沙井	57,300	0	0
磨黒井	78,900	0	0
石膏箐井	951,000	6,301,350	0
元興井・永濟井	0	5,485,300	0
小計	37,817,650	12,617,615	669,922
総計		50,435,265	51,105,187

典拠：『(光緒) 續雲南通志稿』卷五二・食貨志・鹽法・鹽額

この数字は新たに開発された塩井と廃棄された塩井を入れ替えただけで、ほぼ『(道光) 雲南通志稿』の引き写しである。雲南巡撫岑毓英は、「(回民反乱で) 庶民の半数以上が死亡し、すべての消費される塩と徴収される塩課は、合計してもかつての半分にも及びません」と上奏している²⁷。誇張はあるにせよ、人口と塩の消費量は大幅に減少したはずである。『(光緒) 續雲南通志稿』の数字はこれを反映しておらず、まったく信用できない。塩官が定められた塩課を徴収できずに、巨額の欠課を出す事案も起きている²⁸。蒙自海関の『十年報告』によれば、1890年の雲南省井塩生産量は350,400ピクルである²⁹。1ピクルは100斤にあたる。『(光緒) 續雲南通志稿』と『十年報告』の数字に基づくならば、密輸入されるベトナム塩は、ひとまず雲南省全体の公定生産額のおよそ11分の1から7分の1程度の規模だったことになる³⁰。

²⁷ 『岑襄勤公奏稿』卷九「鹽務邊難復舊摺」同治十三年十月二十七日。

²⁸ 『譚中丞奏稿』卷六上「勅追提舉虧欠正課銀兩摺」光緒十三年六月。

²⁹ Chinese Imperial Maritime Customs, *Decennial reports on the trade, navigation, industries, etc., of the ports open to foreign commerce in China and Corea, and on the condition and development of the treaty port provinces, 1882—91*, Mengtsh, Shanghai: Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, 1893.

³⁰ なお、1912年刊行の『雲南鹽政紀要』は雲南省の塩生産量を52,972,474斤としている。ただ、これも実態とはかけ離れていたようである(潘定祥『雲南鹽政紀要』下冊、各論、第五章産額、第一節産額總額)。『支那省別全誌』

しかし、雲南省は塩産地として多くの塩井を擁している。その雲南省に向けて大量のベトナム塩が流入したのはいかなる背景によるのだろうか。1826年の江南道監察御廖敦行は、奏摺において、雲南井塩の価格高騰が外来の「私塩」の流入の原因になっていると指摘している。

雲南府内の安寧井・鎮沅州の按板井・威寧庁之抱母井・景東庁の（景東）大井・楚雄府内の黒井・白井・琅井は、塩水が減り、塩の生産が日々減り、道光二・三・四年などの奏銷において毎年塩課の徴収未達がありました。なおかつ各塩井が生産する塩水は、柴や薪を頼りに煮沸するのですが、塩道衙門が毎年春・夏二季ごとに塩井の竈戸に薪本銀を発給してきましたが、最近では塩水の濃度が薄まり、薪を多く使いながら鹽の生産は減り、塩の価格がいくらか上昇したため、塩井の近場でなければ塩を販売できません。塩井からやや遠い地域では、運搬費が加わり、販売はますます難しくなります。雲南迤東の曲靖府・武定州という二地域は四川に近く、迤南の開化府という一地域はベトナムに近く、迤西の永昌府という一地域はビルマに近く、境界沿いにいる奸民が、それらの地域の塩が井塩よりも安価であることから、勝手に境界を越えて（それら諸地域の）塩を販売し、外来で塩引を受領していない塩が多くなり、内地の塩引を受領した塩の販売がますます滞ることになりました、これが各塩井の塩課に穴空きが生じた経緯です³¹。

雲南省各地の塩井は、開かれてから年月が経ち、地下から汲み上げる塩水の水位や濃度の低下から「官塩」の価格が高騰し、これが雲南省外からの「私塩」の流入につながっていたようである。

また、先述した雲南省産の銅とひきかえに広東塩を開化府・広南府に供給する方式は1813年に停止された。広南府は引き続き、広東塩の消費が認められたが、開化府は雲南省内で生産された井塩を消費することになった。『(道光)雲南通志稿』・『(道光)開化府志』の記載によれば、1813年まで開化府には毎年90万斤の広東塩が運ばれていたが、それ以降は毎年石膏井の井塩36万斤を消費することになった³²。塩課は井塩36万斤と同額とされたが、このことは雲南当局が塩課の充足のみを考え、民間への塩の供給を度外視していたことを意味する。『(道光)開化府志』の記載によれば、開化府には石膏井の井塩の消費地に変更されたのであるが、遠距離の運搬のため費用がかさむことから安寧井の井塩を割り当てる案も出されたものの、この案もうやむやのまま実施されなかったようである³³。管見の限り、他の史料にも、具体的な代替措置が取られたとの記載が見られない。商人は損失が出ることを恐れてベトナム塩の充満していた開化府での井塩の販売に二の足を踏んだとする史料もある³⁴。官府は、開化府での井塩の販売を、事実上、放置してしまっていたと見てよいだろう。このような制度上の不備があった以上、少なくとも開化府の住民にとって、ベトナム塩は生活必需品だったと考えてよい。

次に、広東省人とベトナム塩の密貿易の関係を確認しておきたい。

ベトナム塩の密貿易については、ベトナム北辺の町での雲南商人の塩の買い付けを記した史料もあるが、彼らがハノイなどホン河の下流の町に進出していたことを示す史料は見当たらない³⁵。

は「其の全課税として官府に報告する者は必ずしも實收と同一ならず、又一票につき商人の運鹽量も規則の如く正確に行はるゝ者に非ず、故に之による産鹽量は其大數と見るべし」とし、「近くは四千三百万斤或は四千六百万斤と云ふ」している（『支那省別全誌』第3巻、雲南省、東亜同文会、1920年、25—26頁）。

³¹ 『道咸同光四朝奏議』第1冊、163頁、江南道監察御廖敦行の奏摺、道光六年。

³² 『(道光)雲南通志稿』食貨志、鹽法、石膏井。『(道光)開化府志』卷四、田賦、附鹽法。

³³ 『(道光)開化府志』卷四、田賦、附鹽法。

³⁴ 『光緒朝硃批奏摺』第76輯（番号244）雲南巡撫林紹年の奏摺、光緒二十九年六月二十三日。

³⁵ 18世紀のベトナム黎朝の官員黎貴悼の『見聞小録』は「内地官鹽貴味又苦、故北人常由夷賚出以藥材易鹽、潛回私販」と記している（『見聞小録』卷六、封域）。『見聞小録』は、岡田雅志氏に紹介いただいた。伏し

管見の限り、ホン河の下流から遡行して塩を運ぶのは、もっぱら広東商人と彼らに雇われたベトナム人水夫である。

戊戌変法を主導した康有為の師として知られる朱次埼の一族に、朱庭桂（のち廷貴と改名）という人物がいる。『朱氏家譜』によると、彼は広東省南海県の九江朱氏の15世になる³⁶。朱庭桂の息子たちの要望をうけて朱次埼が作成した朱庭桂の墓誌銘を書いているが、そこに興味深い事実が記載されている。

彼は早くに父をなくし家が貧しかったため学問をやめ、数え18歳の時に広西省へ移り住み、龍州で商いをした。龍州は土地柄が悪く、彼は数年住んだ後、ベトナムの河内（ハノイ）で塩の商いにとりかかり、年ごとに入れ替わりで雲南省と広東省を移動し、鎮安府や開化府の間を行ったり来たりした³⁷。

朱庭桂は、河内（ハノイ）と広西省鎮安府や雲南省開化府の間でベトナム塩を商っていたと考えられる。墓誌銘は彼が「道光廿九年三月廿六日」に「春秋六十有九」で亡くなったとしているから、彼がハノイで塩の商いを始めたのは1800年頃ということになる。

黒旗軍の拠点となったラオカイは、もともと1820年代に広東人によって建設された町とされる³⁸。劉永福は、ラオカイに居住する広東商人たちと深い関係を築いた。そしてラオカイの広東商人も、ベトナム塩の密貿易に関与している。イギリス人ライターのエスメニー（William Mesny）は、ラオカイについて次のように記述している。

くわえて富裕な広東商人たちは安全な（ラオカイの）城郭の内側に住む特権にあずかっている。この幸運な数名は、おそらく、輸入の綿・塩・タバコなどや輸出のアヘン・銅・錫などの専売権を享受している³⁹。

劉永福の口述を黄海安が筆記した『劉永福歴史草』によれば、ラオカイの「大街」には、有記・勝記・隆成・俊記・瑞記・祥記など10の「大商号」が店を構えていたという⁴⁰。これらがエスメニーの言う「富裕な広東商人たち」であろう。『劉永福歴史草』は、黄旗軍と抗争の際に行われた、黒旗軍幹部の次のような談議も記載している。

公（劉永福）らの各部隊の各頭目が、集まって議論したところ、「宝河関（保河関）を落とすんなら、兵卒をたくさん集めんと駄目だ」とのことだった。公は「兵卒を集めるたって銀がねえのにどうすんだ」と言った。農秀業が「これまでに差し押さえた盤賊（盤輪四＝黄崇英）の塩が頓関（屯鶴関）に数十万甕あるんで、これを使いましょうや。大商号たちに引き渡して1,000~2,000両の銀をもらったら、これで兵卒を集められます。もしこの方法がうまくいかねえようでしたら、黄（佐炎）統督大臣に相談して、彼の朝廷から1,000~2,000両を拝借する、ってのもええんじゃないですか。」と行った。みな彼の意見に賛成した⁴¹。（※「甕」は卸売りの1口を指す量詞）

「盤賊」とは、劉永福と黒旗軍のライバルであった、黄旗軍を指す。上の農秀業の提案は、黄旗

で御礼申し上げる。

³⁶ 『南海九江朱氏家譜』巻五、宗支譜、釈思房十三世至十六世。

³⁷ 朱次埼『朱九江先生集』巻一〇「贈奉政大夫府同知衛朱君墓誌銘」。

³⁸ 武内房司「地方統治官と辺疆行政—19世紀前半期、中国雲南・ベトナム西北辺疆社会を中心に」（山本英史編『東アジア海域叢書 近世の海域世界と地方統治』汲古書院、2010年）。

³⁹ William Mesny, *Tungking, Hong Kong : Noronha & Company*, 1884, pp. 113—114.

⁴⁰ 『劉永福歴史草』三（上）「黒旗與黄旗之角逐一」。

⁴¹ 『劉永福歴史草』三（下）「黒旗與黄旗之角逐二」。

軍から奪取した戦利品の塩を「大商号」にさばいてもらうことで銀を入手しようとするものである。「大商号」自身が塩を商っていなければ、出てこない発想であろう。

元来、中国の社会にとって不可欠でありながら中国王朝によって禁じられていた「私塩」の販売には、後ろ盾となる暴力装置が必要である。他方、阮朝や清朝と協力関係を結ぶものの依然として警戒され続けている黒旗軍にとって、阮朝や清朝から自立した収入源の確保は極めて重要だったと考えられる。このことから見て、ベトナム塩を商う広東商人が武名の轟いていた黒旗軍と結びつくのは自然なことだろう。

第2章 「抽豊」

先行研究で明らかにされているように、黒旗軍はその武力をもって広東商人の交易を保護し、広東商人から保護の見返りとして「抽豊」すなわち金銭の徴収を行っていた⁴²。この「抽豊」は同じく天地会系の私兵集団の黄旗軍およびその首領の黄崇英との間で抗争の原因にもなった。劉永福はラオカイ、黄崇英は河楊を拠点として通行料を徴収していたが、前者の方が多くの収入があったため、抗争に発展したのである⁴³。最終的に黄崇英はフランス人と結んで清朝や阮朝とも敵対して1875年に滅ぼされた。これ以後、河楊は黒旗軍の頭目黄守忠の支配下に入る。

黒旗軍による「抽豊」の制度については、フランス駐ハノイ領事ケルガラデックの論文「ホン河調査報告」および「ホン河を通じた雲南の通商」は、黒旗軍による「抽豊」について具体的な情報を与えてくれる⁴⁴。さらに1883年にフランスとの軍事的緊張を受けて広西省がベトナムへ派遣した関外偵探委員の唐鏡沅が広西巡撫に送った現地報告の稟文からも情報を得られる⁴⁵。

まず、ラオカイでは、少なくとも、通行料と取引料という2種類の金銭の徴収が存在していた。ケルガラデックの論文「ホン河を通じた雲南の通商」で示されているラオカイの通行料は、表③のとおりである。

表③ ラオカイの通行料

品目	通行料	
塩・紙	4 フラン	/60kg
棉花・布・タバコ	8 フラン	/30~36kg
錫	1.5 フラン	/60kg

典拠：Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge'.

なお、通行料の支払については、唐鏡沅の稟文でもラオカイにおける金銭の徴収は、「銀が足り

⁴²酒井いづみ「1870年代のベトナム社会と抗仏勢力—黒旗軍を中心に」『歴史評論』329号、1977年。

⁴³大沢一雄「阮朝嗣徳帝の土匪対策と黒旗軍」『史学』第33巻第2号、1961年。

⁴⁴ Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge', *Excursions et reconnaissances*, no. 3, 1880. Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Rapport sur la reconnaissance du fleuve du Tonkin', *Revue maritime et colonial*, no. 54, 1877. Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Rapport sur la reconnaissance du fleuve du Tonkin(Fin)', *Revue maritime et colonial*, no. 55, 1877.

⁴⁵ 『中法越南交渉檔』第2冊（番号四五九）「照録唐鏡沅来稟」、署両広総督曾国荃の総理衙門宛文書（光緒九年五月二十二日に受領）に添付。

ないことが多いため、いつも貨物によって残りの分に充てていた」と記されている⁴⁶。

では、黒旗軍が「抽豊」によってどのくらいの収益を得ていたのでしょうか。ケルガラデックの「ホン河を通じた雲南の通商」と「ホン河調査報告」から、1879年のいくつかの貿易品目について通行料や取引料を試算することは、ひとまず可能である。

まず、1879年のベトナム北部と雲南省の間の貿易の概況であるが、「ホン河を通じた雲南の通商」によると下表のとおりである。

表④：ベトナム北部から雲南省への貿易品

品目	貿易額：フラン	備考
塩	120,000	貿易量は、3,000,000kg、ベトナム産
タバコ	680,000	価格は、1箱（30~36kg）50フラン
原棉	200,000	
綿布	50,000	
綿糸	24,000	
羊毛の軽量シート	16,000	
服飾雑貨	15,000	
マッチ	5,000	
胡椒	12,000	
干物	8,000	
ドライフルーツ	12,000	
漢方薬	8,000	
雑品	5,000	
計	1,170,000	

典拠：Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge'.

品目	貿易額（フラン）	備考
錫	1,700,000	価格は、60kgあたり100フラン
銅	5,000	
茶	60,000	
アヘン	240,000	
日用雑貨	20,000	
クナオ（染料）	30,000	

⁴⁶ 『中法越南交渉檔』「照録唐鏡沅來稟」。

計	2,055,000	
---	-----------	--

典拠：Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge'.

表⑤：雲南省からベトナム北部への貿易品

表④・⑤の品目のうち、貿易額 100,000 フランを越えるのは塩・タバコ・原棉・錫・アヘンであり、これらを主要な貿易品としたい。前述のとおり、アヘンは通行料を課されなかったようであるから、試算の対象から除外する。残りの主要貿易品のうち、原棉は、「ホン河調査報告」には価格が記されていない。ただ、「ホン河調査報告」には、阮朝の関に対して 1 ピクルあたり 2.5 パーセントの従価税を 3 か所の税関で支払い、それが銭 10 貫であったとの記述がある。「ホン河調査報告」は 1877 年にケルガラデックがホン河を遡航した際の記録であり、「ホン河を通じた雲南の通商」の数値は 1879 年であり、当然ながら差異があるだろうが、ひとまずこの数字に依拠して計算する。

以下、塩・タバコ・錫・原棉の通行料を試算してみる。

【塩】の貿易量が 3,000,000kg すなわち 50,000 ピクルで、通行料は、1 ピクルあたり 4 フランであるから、これらを乗算して、徴収額は 200,000 フランとなる。

【タバコ】の価格は 1 ケース (30~36kg) で 50 フランとされ、貿易額が 680,000 フランであったとされるから、除算によって取引量を求めると 13,600 ケースになる。通行料は 1 ケースあたり 8 フランであったから、徴収額は 108,800 フランとなる。

【原棉】については 1877 年にケルガラデックがホン河を遡航した際に、阮朝の関に対して 1 ピクルあたり従価 2.5 パーセントの税を 3 か所の税関で支払い、それが銭 10 貫であったとの記述がある⁴⁷。計算式は $x \times 0.075 = 10$ となるから、この時の綿花の価格は 1 ピクルあたり銭 133 貫あまりとなる。ケルガラデックは当時の 1 貫が 1 フランであったと記していることから 1 ピクルあたりの価格は 133 フランあまりになる。また、1879 年の貿易額は 200,000 フランである。かりに 1877 年と 1879 年の**【原棉】**の価格を同じだだとして考えて、価格は 133 フランとして除算すると、1879 年の貿易量は 1504 ピクルとなる。通行料は 30~36kg あたり 8 フランであるので、1 ピクルあたり 16 フランとして、徴収額は 24,064 フランとなる。

【錫】の価格は、1 ピクル 100 フランで、貿易額が 1,700,000 フランであるから、取引量は 17,000 ピクルとなる。通行料の通行料は 1 ピクルあたり 1.5 フランであるから、通行料の徴収額 25,500 フランとなる。

品目	徴収額 (フラン)	徴収額 (オンス)	徴収額 (両)
塩	200,000	25,000	18,518.5
タバコ	108,800	13,600	10,074.1
原棉	24,064	3,008	2,228.1
錫	25,500	3,188	2,361.5

⁴⁷ Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Rapport sur la reconnaissance du fleuve du Tonkin', *Revue maritime et colonial*, no. 54, p.344.

計	358,364	44,796	33,182.2
---	---------	--------	----------

典拠：Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge'.

表⑥：通行料の試算

表⑥から、ベトナム塩からの通行料収入は他の主要貿易品を圧倒しているとわかる。なお、4 フランが銀 0.5 オンス（約 28g）であるとされている。1883 年に阮朝使節として天津に滞在していた阮述は、李鴻章との会談で、黒旗軍の「金銭の徴収は塩からのみ多額になっている」と述べているが、上述の試算から見ても、ベトナム塩からの通行料・取引料は「抽豊」において最大の割合を占めていたと考えてよいだろう⁴⁸。

第3章 ラオカイの地理的重要性

ラオカイは、清朝の開化府と南溪河を隔てるだけの国境の町である。ハノイから遡上する船舶はベトナム人に所属していたが、ラオカイで必ず積み荷を中国船に積みかえねばならなかった。ケルガラデックは次のように述べている。

（雲南省との）バーター取引は、ある時はラオカイの市場で行われ、ある時はもっと上流の蛮耗でなされる。このどちらの場合でも、黒旗軍の頭目によって定められた通行料が支払われた後、雲南商人の所有する特殊な構造のより軽量の船舶に積みかえられる。この船舶はもっぱら華人の手によって遡航する。私たちがすでに告げられていたように、ベトナム人は中国に入国できないというのが規則であった⁴⁹。

ラオカイには陸路を掌握する雲南商人の馬幫もやって来ていた⁵⁰。1880 年代にベトナム北部を訪れたあるフランス人は、ベトナム北部ラオカイの町について、次のように記述している。

南溪川に沿って町から出て北側には、雲南省との間で塩・アヘン・漢方薬・綿花の貿易をしている中国商人が幾人かいた。彼らはちょうど到着したばかりで、開化もしくは蒙自からついたばかりの 30 頭もしくは 50 頭の騾馬を野営させていた。...塩はせつせと運搬されている物資で、小さな馬におおよそ 70 キログラムごと積んでラオカイから持ち去られる⁵¹。

中越の境目にあるラオカイは、ベトナム船団・雲南商人・広東商人の縄張りの接する、交通・通商上の要衝であったと言える。

地図①からわかるように、広東省・香港と雲南省を結ぶ貿易ルートは、海路とホン河もしくはその支流のロー河を使うルート以外に、紅水河や郁江・西江の本流を利用する内陸ルートが存在した。

つまり、広東省・香港から雲南省へ運ばれるタバコ、雲南省から広東省・香港へ運ばれる錫は、黒旗軍の支配するホン河を避けて内陸ルートで運搬することも可能である。伝統的に、雲南省産の錫は、駄獣に積み陸路をつうじて広西省の百色庁まで運び、そこから船で郁江・西江を下って

⁴⁸ 『中法越南交渉檔』第 2 冊（番号 340）「照録与越南陪臣問答筆談」、光緒九年二月十六日。北洋大臣李鴻章より総理衙門宛文書に添付。

⁴⁹ Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge', *Excursions et reconnaissances*, no. 3, 1880.

⁵⁰ 馬幫については、栗原悟「清末民国期の雲南における交易圏と輸送網網—馬幫のはたした役割について」（『東洋史研究』第 50 巻 1 号、1991 年）を参照。

⁵¹ J. de St. Maurice Joleaud—Barral, *La colonisation française en Annam et au Tonkin*, Paris: Librairie Plon—E. Plon, Nourrit & Cie, 1899, p139.

広州まで運ばれた。しかしながら、武内房司が明らかにしているように、広西省内で起こった太平天国や天地会の反乱のため、運搬ルートがホン河に変更された⁵²。黒旗軍のラオカイ占拠後、今度は塩以外の貿易品が西江ルートで運ばれるようになったと記す史料もある⁵³。



地図① (注記：筆者作成)

また、アメリカ海軍大尉ストーントン (Sidney A. Staunton) によれば、ホン河を下った錫は品質の低いものに限られていたという。彼は、1884年に出版した著書で、雲南から下る雲南の産物は錫・茶・アヘンである。錫は、品質が低く、不純物が多く、他の金属が少量含まれている。鉱山の最も良質の産出物は別のルートで市場に送られる⁵⁴。

と説明している。ここで述べられている「別のルート」は、郁江・西江を経由する内陸ルートのことと考えてよいだろう。

ただし、ベトナムで産出される塩は、この内陸ルートで運ぶことができない。ケルガラデックは、ラオカイが「極めて需要が大きい塩」を含むいくつかの貿易品の「唯一の経路 (voie unique)」となっていることから、税関の設置に適した土地である、と指摘している⁵⁵。

⁵² 武内房司「近代雲南錫業の展開とインドシナ」。

⁵³ Charles Lemire, *L'Indo-Chine. Cochinchine française, royaume de Cambodge, royaume d'Annam et Tonkin*, Paris : Challamel Aîné, 1884. p. 274.

⁵⁴ Sidney A. Staunton, *The War in Tong-King: Why the French Are in Tong-King and What They Are Doing There*, Boston, Cupples, Upham, and Company; N.D.C. Hodges, 1884, p.32.

⁵⁵ Alexandre Le Jumeau de Kergardec, 'Rapport sur la reconnaissance du fleuve du Tonkin(Fin)', *Revue maritime et*

ただし、このことが錫の貿易が黒旗軍にとり重要ではなかったことを意味しているわけではない。錫は取引額で他の貿易品を圧倒している（表④・⑤を参照）。雲南省から輸入する錫がなくなれば雲南省への輸出も大きく減少せざるを得なくなる⁵⁶。これは、黒旗軍と特別の関係にあるラオカイの広東商人たちにとって不利益になる。なればこそ劉永福と黒旗軍には、内陸ルートでも運搬可能な貿易品については通行料を調整する必要も生じる。主要貿易品の通行料の課率を比較すると、表⑦のように塩のみ異常に高率の通行料が課されていることがわかる。

表⑦：通行料の課率

品目	価格（フラン）	通行料（フラン）	課率（%）
塩①	2.4 /ピクル	4 /ピクル	166.7 注1)
塩②	4.2 /ピクル	4 /ピクル	95.2 注1)
タバコ	50 /30~36kg	8 /30~36kg	16.0 注2)
原棉	133 /ピクル	8 /30~36kg	12.0 注2)
錫	100 /ピクル	1.5 /ピクル	1.5

注1) ハノイでの塩の価格は1ピクルあたり2・4フランから4・2フランの間⁵⁷。

注2) 通行料を30kgあたり8フランとして計算

塩については、阮朝も他の商品よりも高い課率で津税を徴収しており、制度上は30%、実際には「徴税請負人の違法な要求によって」少なくとも50%であったという⁵⁸。しかし、これらと比べても1ピクルあたり4フランのラオカイの通行料はさらに高い。黒旗軍の支配地域を経ずベトナム塩を雲南省へ運ぶルートが存在していたならば、これほど高率の塩に対する通行料は課すことは不可能であろう。

おわりに

以上、ベトナム塩と劉永福率いる黒旗軍の関係について考察してきた。

18世紀から雲南省へのベトナム塩の流入が確認できるが、18世紀後半から19世紀前半にかけてベトナム塩の輸入を禁じる制度もつくられている。雲南省へ流入するベトナム塩は、19世紀には違法な「私塩」と認識されるようになっていた。しかし、ベトナム塩の流入は続き、1880年ご

colonial, no. 55, p.25.ベトナム産の原棉も黒旗軍支配地域を迂回できないが、こちらはベトナムに頼る必要はないだろう。

⁵⁶1891年のリヨン商業会議所における報告で、リヨン出身の絹貿易商ピラ（Ulysse Pila）は、「雲南との貿易は、大部分パーターによる取引である。…彼らから買う産物が多いほど、交換される北圻（トンキン・ベトナム北部）の産物も多くなる。」と説明している。（*Chambre de commerce de Lyon, Séance extraordinaire du 28 mai 1891. Réception de M. de Lanessan, gouverneur général de l'Indo-Chine. Rapport de M. Ulysse Pila sur son second voyage d'études commerciales au Tonkin. Banquet offert par la chambre de commerce de Lyon, Lyon : Pitrat aîné, 1891, p.14.*）。

⁵⁷ Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Rapport sur la reconnaissance du fleuve du Tonkin', *Revue maritime et coloniale*, no. 54, 1877, p.345. Alexandre Le Jumeau de Kergaradec, 'Le commerce du Yunnan par la voie du Fleuve Rouge', *Excursions et reconnaissances*, no. 3, 1880, p.351.

⁵⁸ *Ibid.*, p.355.

ろには1年に運ばれる量が3,000,000kgに達していた。

黒旗軍はラオカイにおいて各種貿易品から「抽豊」を行っていたが、ベトナム塩からの徴収額が最大であったと見られる。ラオカイには劉永福の直営する賭博場の外に目立った産業はなく、後背地をふくめ貿易品を大量に消費する人口を擁していたわけでもない。「私塩」として雲南に輸入されていたベトナム塩は、黒旗軍の最も重要な資金源であったと考えてよい。

またベトナム塩は、他の多くの貿易品と異なり、黒旗軍の支配地域を迂回して雲南省に搬入することが困難である。黒旗軍はベトナム塩に対しては極めて高率の通行料収を課していたが、これは彼らの支配地域を通過せずに雲南省へ運搬できないという地理的条件に立脚していたと考えられる。

最後に、劉永福や黒旗軍の幹部が、ホン河を往来する商品の中でベトナム塩を特別な視線を向けていたか否かという点について確認しておきたい。先述のとおり、劉永福はラオカイを何均昌から奪取したが、攻略にとりかかる前に彼は20キロ下流の龍魯に移動して拠点とした。龍魯は、雲南省から商人が塩の買い付けにやってくる場所であったという。すでに酒井いづみがとりあげているが、『劉永福歴史草』はこの時に劉永福が龍魯で行った「抽豊」について、次のように記述している⁵⁹。

公（劉永福）は龍魯の河津に関所を設けて抽豊を行った。龍魯は貿易を行う河津であることから、非常に賑わっていて、雲南省内の開化府の木廠・馬白・新街・林安（臨安府？）などの場所の人びと、常に牛馬で塩を運びにやってくる。公は関を設けて塩に料金をかけ、100斤ごとにアヘン2両を徴収した。雑貨全般および蘇州・杭州の織物も、すべて税則を定めて、収入は非常に多く、得られた銀や銭は軍費として十分だった⁶⁰。

『劉永福歴史草』は黄海安が劉永福の回想を口述筆記してまとめたものであるから、この記述は劉永福自身のもものと見做してよい。書きぶりから、龍魯でのベトナム塩の取引からの「抽豊」は、劉永福にとって特に印象深い経験として記憶に残ったものと見られる。また、やはり酒井いづみがとりあげているが、農業秀という黒旗軍の頭目は阮朝官員が戦功への恩賞として官位を提示したのに対し、これを辞退したうえで塩の貿易を行う旨を伝え、三年間の免税待遇を要望している⁶¹。黒旗軍と黄旗軍の抗争の激化によって立ち消えになったものの、この話は黒旗軍頭目がベトナム塩に注意を向けていたことを示している。

そしてこうした黒旗軍のベトナム塩からの「抽豊」は、フランスの追求していた雲南省・ベトナム間のベトナム塩貿易を含む自由貿易が許可されれば、維持できない。黒旗軍がフランスに正面切って抵抗した理由の一つが、ここにあるだろう。

⁵⁹ 酒井いづみ「1870年代のベトナム社会と抗仏勢力—黒旗軍を中心に」。

⁶⁰ 『劉永福歴史草』三（上）（正中書局、1969年）「黒旗與黄旗之角逐一」。

⁶¹ 酒井いづみ「1870年代のベトナム社会と抗仏勢力—黒旗軍を中心に」。『劉永福歴史草』三（上）「黒旗與黄旗之角逐一」。